

結婚生活スタート応援事業

婚姻にともなう新生活の住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越し費用を助成します。
新婚生活を応援する事業です！

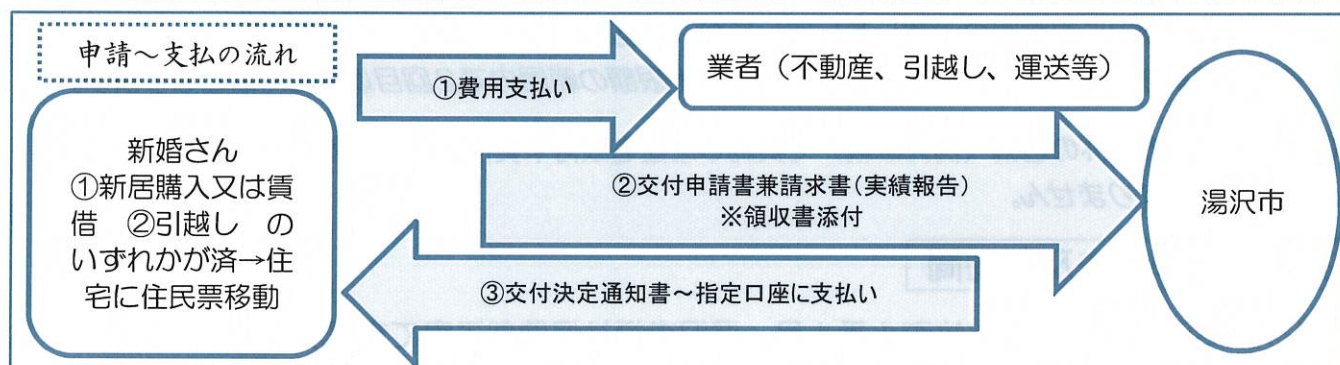
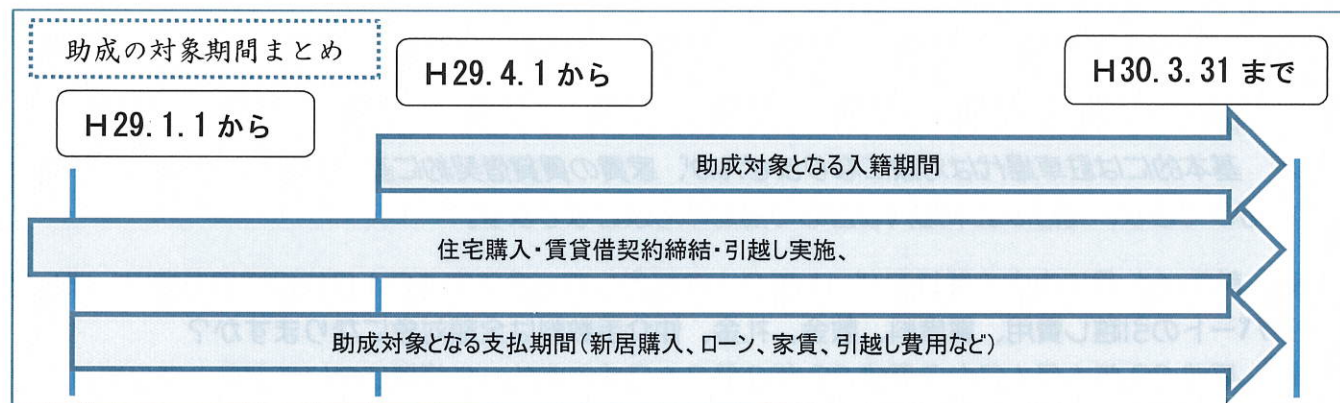
◇助成の内容 助成額の上限 24 万円

- ①新居の住宅取得費用（新築、中古住宅）
 - ②新居の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
 - ③婚姻にともなう引越し費用（引越し業者または運送業者への支払い実費）
- ※勤務先の住居手当支給の部分は対象外
※住居費の公的制度による補助対象の部分は対象外
※①と③、②と③は併用可能です



◇利用できる要件（下記の全ての要件を満たす）

- ①対象となる住居が市内にあり、申請の時点で夫婦の双方または一方が当該住宅に居住し、住民登録していること
- ②平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新たに婚姻届を提出し、受理されていること
- ③平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで支払った費用であること
- ④夫婦の前年の所得（1 月から 5 月までの申請は前々年の所得）合計額が 340 万円未満であること。ただし、次の(ア)(イ)に該当する場合は、規定する計算方法により算出した金額
(ア)夫婦の双方または一方が離職して無職の場合、前年の所得があっても所得無しとします。
(イ)奨学金返済世帯は、所得から年間返済額を控除します。



◇提出書類チェックリスト

	チェック	提出書類
①		湯沢市結婚生活スタート応援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
②		戸籍謄本（夫婦の婚姻日が確認できるもの）
③		住民票の写し（夫婦分）
④		所得証明書（夫婦分）
⑤		《住宅購入又は賃借の場合》売買又は賃貸借契約書及び領収書の写し等
⑥		《引越しの場合》引越しに係る領収書の写し
⑦		《婚姻を機に離職した場合》離職票の写しなど
⑧		《貸与型奨学金を返済した場合》返還証明書など返済額が分かる書類
⑨		《賃貸借に係る住宅の場合》住宅手当支給証明書（様式第2号）
⑩		《住居費に係る公的補助を受けている場合》補助額が分かる書類の写し

※上記以外にも審査に必要な書類を提出いただく場合があります。

◇Q&A

Q1 再婚の場合も対象となりますか？

A1 対象となります。ただし、夫婦の双方又は一方が、過去に湯沢市又は他自治体でこの補助金の交付を受けたことがある場合は、対象となりません。

Q2 生活保護受給世帯の場合も対象となりますか？

A2 対象となります。ただし、生活保護による住宅扶助の部分については対象となりません。

Q3 申請に年齢制限はありますか？

A3 ありません。

Q4 引越し費用について、不用品の処分費用や自らレンタカーを借りて引っ越した場合、又は友人に頼んで引っ越した場合は対象となりますか？

A4 対象となりません。

Q5 借家の月々の賃料に駐車場代が含まれて請求され、切り分けできませんが対象となりますか？

A5 基本的には駐車場代は対象になりませんが、家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は駐車場代を含めて補助の対象となります。

Q6 前年 11 月に市内の賃貸アパートに 2 人で転居して、今年度 4 月 1 日に婚姻届を提出しました。アパートの引越し費用、賃借料、敷金、礼金、仲介手数料は全額対象になりますか？

A6 平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで支払った経費について対象となります。

Q7 対象期間内に複数回の引越しをしましたが、2 回目以降も対象となりますか？

A7 対象期間内での市内転居の場合は、補助額上限額の範囲内で 2 回目以降も対象となります。

Q8 新婚夫婦以外の名義（例えば親）で契約した住宅取得や賃借費用は対象となりますか？

A8 対象となりません。

お問い合わせ先及び時間

〒012-8501 湯沢市佐竹町 1 番 1 号 湯沢市福祉保健部子育て支援課子ども未来班
電話：0183-55-8275 午前 8:30 から午後 5:15 まで（土日祝祭日を除く）